

小千谷市立小千谷中学校 いじめ防止基本方針

はじめに

当校の「いじめ防止基本方針」（以下、基本方針）は、国の「いじめ防止対策推進法」に則り、「学びや成長の実感できる日常生活～いじめの起きづらい学校風土をつくる～」「いじめに関する確実な実態把握」「即時（適切な）対応・確実な実態把握」を柱とし、事後の適切な対応と継続指導を含めた、いじめの防止並びに発生時における即時解消、事後処置に向けて、組織的、継続的に取り組むための方針である。

I 未然防止

○学びや成長の実感できる日常生活～いじめの起きづらい学校風土をつくる～

次の各活動について、教職員が確実に取り組み、未然防止に全校体制で取り組む

- (1) 教科指導の充実（教育計画 p 14、各教科の指導 p 16、研究推進計画 p 71）
どの生徒にも「分かる授業」を充実させる。
- (2) 学級経営の充実（学級経営案：含道徳指導方針、Q-Uアンケートの実施・分析）
- (3) 道徳教育の充実（教育計画 p 28：道徳教育全体計画、「ようこそ先輩」授業）
- (4) 人権教育、同和教育の充実（教育計画 p 54）
- (5) 生徒指導の充実（教育計画 p 40、ピースメソッド、ピアサポート p 39、特活 p 35）
- (6) 特別活動の充実（1学年時「宿泊体験活動」）

II いじめに関する確実な実態把握

○早期の確実な情報収集のための、的確な実態調査と実態把握

- (1) 定期的ないじめ調査アンケート（月1回とし、結果の適切な処理：見落見逃根絶）
- (2) 教育相談の充実（学期1回とし、アンケート結果等による呼び出し相談随時）
- (3) デイリーライフ（生活ノート）や部活ノート（班ノート）等による情報収集
- (4) 生徒指導ファイル（学年巡視）のチェックによる情報収集
- (5) 保護者（生徒）からの情報の受け止め：真摯な受け止めと丁寧な対応
- (6) 日常生活の見取りと情報共有（企画委員会、生徒指導部会、生徒支援の会、適応指導部会）

III 即時対応の組織（「校内いじめ防止・対策委員会」について）

○的確な実態把握から、迅速かつ適切な初期対応の協議、決定

- (1) 組織
 - ・◎教頭○生徒指導主事、校長、主幹教諭、養護教諭を常任とし、当該学年主任、当該学級担任、当該学年部職員を事案に即して委員とする。また、必要に応じて、市相談員、市教育委員会担当管理指導主事、その他、委員長（教頭）が必要と判断する者で構成する。
- (2) 目的
 - ・委員が所属する学年だけでなく、全校体制で全生徒を対象に、広い視野でいじめに対する情報収集に努めるよう、職員の意識高揚を図る主体となる。
 - ・いじめ事案の早期発見、実態把握（事実確認）、即時対応、経過観察等、いじめに関する全ての対応の中心的な役割を担う。
- (3) 取組
 - ・いじめの兆候、いじめに発展しそうな事案が疑われた時点で、即時委員会を開催し、情報収集、確認を始めとした全ての対応の流れを確認する。
 - ・必要に応じて、警察等への連絡、相談やマスコミ対応を協議する。
 - ・対応の進捗状況（実効性）を確認する。（加害、被害両者（生徒）の訴えの受け止めとその保護者の訴えや心情の受け止めや反応の共有）特に、精神的なケアを怠らないように十分な配慮をするように対応する職員に指導、助言する。
 - ・経過（事実）と所見の記録（時系列）を指示し、協議時の確認事項とする。
 - ・その他、委員長（教頭）が必要とする取組事項を行う。

IV 重大事案への対応

- 「校内いじめ防止・対策委員会」の他に、学校、または設置者（市教育委員会）に「調査委員会」を設置しなければならない場合

- ・「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（生徒が自殺を企図した場合や、器物（個人の財産及び公共物）破損、他者の殺傷をほのめかす状況があった場合）
- ・「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安とし、ある期間連続して欠席している（した）場合：迅速に着手）
- ・「生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」（生徒からの情報も慎重に対応し、直接の申立ての他にも間接的なものも含む）

市教委へいじめ事案を報告し、上記ケースに当てはまるとされた場合は、公平中立な調査組織を学校または市教委に設置するよう依頼し、当該いじめに関する調査に当てるものとする。

V いじめの防止及び対応に関する研修

- いじめの未然防止、早期発見（的確な事実把握）・即時対応、経過観察（事後指導、ケア）研修
- ・職員研修を5月・8月・12月に定期開催し、その他にも職員会議時等、必要に応じ小研修を行う。
- ・内容については、Q-U活用の実際、教育相談、ケース会議を中心とし、委員長（教頭）と研究主任が設定する。

VI その他

- (1) いじめ根絶県民会議「いじめ見逃しゼロスクール」の趣旨に則った学校行事等の充実を図る。
- (2) 「いじめ見逃しゼロ」「いじめ防止の気運高揚」のための保護者、地域への啓発活動を行う。
 - ・基本方針を生徒、保護者へ説明する機会を設ける。（印刷物の配布等）
 - ・いじめ防止関連行事を各種便りに掲載し、配布する。
- (3) ネットパトロール事業を活用し、ネットいじめ防止に努める。
 - ・生徒指導主事は、メール配信に留意し、情報は随時、委員長（教頭）と共に確認する。（当該学年の主任、生徒指導担当と連絡を密にし、必要によっては対応を指示する。）
- (4) この「基本方針」は、適宜見直しを図り、より実効性の高いものに改善していく。

おわりに

学校における生徒集団内では、互いの力関係や成長の過程において、ある生徒が「いじめられた」と感じる状況は必ず起こるものと全教職員が共通理解しておく必要がある。起きてから対応を考えるのではなく、まず「未然防止」のための策を全職員、全生徒が全力で講じる。起こってしまったら、客観的に正確な状況把握を行い、毅然とした指導を含めた迅速な対応を行う。その際にも、当該生徒やその保護者はもちろん、傍観者や観衆など、周囲の心情に対しても十分に配慮した言動を取る。

全ての生徒、保護者の幸せが、教師自身の幸せにつながることを心に据え、確固たる信念で「いじめの防止対策、発生時の対応」に全力で取り組む。